がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和８年１０月２３日

赤穂市長　牟　禮　正　稔

赤穂市訓令甲第６４号

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱（平成１０年赤穂市訓令甲第９号）の一部を次のように改正する。

第１条中「社会資本整備総合交付金要綱」を「社会資本整備総合交付金交付要綱（平成２２年３月２６日付け国官会第２３１７号国土交通事務次官通知）」に、「兵庫県県土整備部補助金交付要綱」を「兵庫県まちづくり部補助金交付要綱」に改める。

第２条第１項中「危険住宅」を「「危険住宅」」に、「次のアからウまでのいずれかに該当する」を「第１号から第３号までのいずれかの」に改め、「既存不適格住宅」の次に「（当該区域の指定等により建築制限の基準に適合しないこととなつたものに限る。）」を加え、「これら」を「次の各号のいずれか」に、「県が是正勧告等を行つたもの」を「県知事又は市長が移動勧告、是正勧告、避難指示等を行つたもの（避難指示については、当該指示が公示された日から６月を経過しているものに限る。）」に改め、同項アからウまでを削り、同項に次の各号を加える。

⑴　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第３９条第１項の規定により指定した災害危険区域（以下「災害危険区域」という。）

⑵　建築基準法第４０条の規定により建築を制限している区域

⑶　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号。以下「土砂災害防止法」という。）第９条第１項の規定により県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害特別警戒区域」という。）

⑷　土砂災害防止法第４条第１項に規定する基礎調査を完了し、土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域

第２条第２項を削る。

第３条及び第４条を次のように改める。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

⑴　危険住宅を除却するための事業

⑵　危険住宅に代わる住宅を市内に建設又は購入（これに必要な土地の取得及び購入後の住宅の改修を含む。）して移転する事業

２　前項第１号の事業を実施する場合は、危険住宅を除却することについて当該住宅の所有者の同意を得、かつ、除却に係る費用の負担、方法等について当該所有者と調整しなければならない。

３　第１項第２号の危険住宅に代わる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

⑴　土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の規定により県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域をいう。）及び地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の規定により主務大臣が指定した地すべり防止区域をいう。）の区域外に存すること。

⑵　市街化調整区域（都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第７条第３項に規定する市街化調整区域をいう。以下同じ。）内であつて、土砂災害警戒区域（土砂災害防止法第７条第１項の規定により県知事が指定した土砂災害警戒区域をいう。以下同じ。）及び浸水想定区域（水防法（昭和２４年法律第１９３号）第１４条第１項の規定により国土交通大臣が指定した洪水浸水想定区域若しくは同条第２項の規定により県知事が指定した洪水浸水想定区域又は同法第１４条の３第１項の規定により県知事が指定した高潮浸水想定区域であつて、浸水想定高さ３メートル以上の区域に限る。以下同じ。）の区域内に存しないこと。

⑶　市街化調整区域外であつて、災害危険区域（土砂災害警戒区域又は浸水想定区域と重複する区域に限る。）内に存しないこと。

⑷　危険住宅に代わる住宅を建設する場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）第２条第１項第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。

（補助対象者及び補助金の額）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を行う危険住宅の所有者又は入居者とする。

２　補助金の額は、補助対象事業の実施に要する費用とし、その対象となる経費及び限度額は、次の表のとおりとする。

区分	補助対象経費	補助限度額
危険住宅を除却するための事業	除却等費（除却工事費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費その他市長が必要と認める経費をいう。以下同じ。）	住宅１戸当たり２００万円（ただし、除却工事費は「住宅局所管事業に係る標準建設費等について（国土交通事務次官通知）」により算出した除却工事費の額、除却工事費以外の経費は９７万５，０００円を限度とする。）

危険住宅に代わる住宅を市内に建設又は購入して移転する事業	建物助成費（事業に要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合における当該借入れに係る利子（年利率８．５パーセントを限度とする。）に相当する額の経費をいう。以下同じ。）	住宅１戸当たり建物３２５万円、土地９６万円

３　前項の補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第５条の見出しを「（補助対象事業の認定）」に改め、同条中「危険住宅の所有者が」を「補助対象者は、」に、「提出しなければならない」を「提出し、その認定を受けなければならない」に改め、同条に次の１項を加える。

２　市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、その旨をがけ地近接等危険住宅移転事業認定（不認定）通知書（様式第２号）により当該申請者に通知するものとする。

第６条を削る。

第７条第１項中「移転事業の認定を受けた者（以下「移転事業者」という。）は」を「前条の規定により補助対象事業の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは」に、「様式第２号」を「様式第３号」に、「申請しなければならない」を「提出しなければならない」に改め、同条第２項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「様式第３号」を「様式第４号」に、「移転事業者」を「認定者」に改め、同条第４項中「移転事業者」を「認定者」に改め、同条を第６条とする。

第６条の次に次の１条を加える。

（申請内容の変更）

第７条　前条第２項の規定により交付決定を受けた認定者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る申請内容を変更しようとするときは、速やかにがけ地近接等危険住宅移転事業補助金変更承認申請書（様式第５号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第６号）により交付決定者に通知するものとする。

第１１条を第１２条とする。

第１０条第１項中「移転事業者」を「交付決定者」に、「の交付を受けよう」を「を請求しよう」に、「様式第６号」を「様式第１０号」に改め、同条を第１１条とする。

第９条中「交付すべき」の次に「補助金の」を加え、「様式第５号」を「様式第９号」に、「移転事業者」を「交付決定者」に改め、同条を第１０条とする。

第８条中「移転事業者」を「交付決定者」に、「様式第４号」を「様式第８号」に改め、同条を

第９条とし、第７条の次に次の１条を加える。

（補助対象事業の廃止）

第８条　交付決定者は、第６条第２項の規定により交付決定を受けた補助対象事業を廃止するときは、速やかにがけ地近接等危険住宅移転事業廃止届（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

様式第１号中「第５条の」を「第５条第１項の」に改める。

様式第６号中「第１０条関係」を「第１１条関係」に、「日付」を「日付け」に改め、「、　　年度」を削り、「第１０条第１項」を「第１１条第１項」に改め、同様式を様式第１０号とする。

様式第５号中「第９条」を「第１０条」に、「赤穂市長」を「赤穂市長　　印」に、「付」を「付け」に改め、「１」を削り、同様式を様式第９号とする。

様式第４号中「第８条」を「第９条」に、「日付」を「日付け」に改め、「、　　年度」を削り、同様式を様式第８号とし、同様式の前に次の３様式を加える。

様式第５号（第７条関係）

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金変更承認申請書

年　　月　　日

赤穂市長　宛

申請者　住　　所

氏　　名

電話番号

メールアドレス

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあったがけ地近接等危険住宅移転事業補助金について、下記のとおり変更したいので、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第７条第１項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　変更内容

２　変更交付申請額

除却等費		補助対象経費の額（Ａ１）	円
		補助限度額（Ａ２）	円
		申請額（Ａ３：Ａ１とＡ２のいずれか小さい額）	円
建物助成費（利子相当額補助）	建物	補助対象経費の額（Ｂ１）	円
		補助限度額（Ｂ２）	円
		申請額（Ｂ３：Ｂ１とＢ２のいずれか小さい額）	円
	土地	補助対象経費の額（Ｃ１）	円
		補助限度額（Ｃ２）	円
		申請額（Ｃ３：Ｃ１とＣ２のいずれか小さい額）	円
	建物助成費の申請額の計（Ｄ＝Ｂ３＋Ｃ３）		円
変更交付申請額（Ｅ＝Ａ３＋Ｄ）			円

３　変更後の事業予定期間

年　　月　　日（着手）から　　年　　月　　日（完了）まで

様式第６号（第７条関係）

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金変更承認（不承認）決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

赤穂市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあったがけ地近接等危険住宅移転事業補助金について、下記のとおり決定したので、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

記

１　申請の承認　　承認　・　不承認

２　変更後の補助金の額等は、次のとおりとする。

事業に要する経費	（除却等費）	円
	（建物助成費）	円
補助対象経費	（除却等費）	円
	（建物助成費）	円
補助金の額	（除却等費）	円
	（建物助成費）	円
	（合　　計）	円

３　この事業は、　　年　　月　　日までに完了しなければならない。

４　補助金交付の条件は、次のとおりとする。

５　不承認の理由

様式第７号（第８条関係）

がけ地近接等危険住宅移転事業廃止届

年　　月　　日

赤穂市長　宛

申請者　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

メールアドレス＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日付けで交付決定のあったがけ地近接等危険住宅移転事業について、下記のとおり廃止したいので、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第８条の規定により届け出ます。

記

廃止する理由

様式第３号中「第７条関係」を「第６条関係」に、「赤穂市長」を「赤穂市長
印」に、「付で」を「付けで」に、「決定しました」を「決定した」に、「第７条第２項」を「第６条第２項」に改め、同様式を様式第４号とする。

様式第２号中「第７条関係」を「第６条関係」に改め、「　　年度」を削り、「第７条第１項」を「第６条第１項」に、「補助対象経費の上限額」を「補助限度額」に改め、同様式を様式第３号とし、様式第１号の次に次の１様式を加える。

様式第２号（第５条関係）

がけ地近接等危険住宅移転事業認定（不認定）通知書

第　　号
年　　月　　日

様

赤穂市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあったがけ地近接等危険住宅移転事業について、下記のとおり決定したので、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第５条第２項の規定により通知します。

記

１　決定区分　　認定　・　不認定

２　移転の概要
⑴　危険住宅の場所
⑵　移転先の場所

３　不認定の理由

付　則

１　この要綱は、令和８年１１月１日から施行する。

２　改正後のがけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の第５条の規定による申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の同条の規定による申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。